

仕様書

業務名称	大阪公立大学 杉本・中百舌鳥間のシャトルバス運行業務委託
履行期間	2025年4月8日から2026年2月4日まで
履行場所	杉本キャンパス～中百舌鳥キャンパス

1 適用

大阪公立大学 杉本・中百舌鳥間シャトルバス運行業務(以下「本業務」という。)の履行に当たっては、道路運送法、道路交通法その他関係法令等を遵守すること。

2 業務概要

本業務は、大阪公立大学(以下「本学」という。)の学生等を運行時刻に合わせ、定時運行により送迎する自動車運送事業である。

3 許可書の提出等

受注者は、履行開始に支障がないように、必ず近畿運輸局長から本業務に必要な許可を取得しなければならない。履行開始日までに当該許可を得られなかった場合は、契約を解除することがある。

また、履行開始に当たっては、事前に本学に当該許可に係る許可書を提示し、その写しを提出すること。

4 業務内容

本業務は、車両管理及び運行業務とし、その範囲は以下のとおりとする。また、本業務の履行に当たり疑義が生じた場合は、都度、本学の確認を得ること。

- (1)運行
- (2)運転管理簿の作成及び保管
- (3)乗務記録の作成及び保管
- (4)日常の車両の清掃・メンテナンス
- (5)忘れ物の保管
- (6)その他運行に必要な事項

5 運行条件

(1)運行車両等

- ア. 運行に使用する車両は現場条件及び関係諸法令に適合するものとし、受注者が用意する。
- イ. 毎日の運行終了後は、自社車庫に回送、帰庫する。
- ウ. 乗務員休憩所は設けていない。

- エ. 本業務の履行に必要な費用は、全て受注者の負担とする。
- オ. 本業務に使用するバスは1台につき定員28人以上のバスとすること。
- カ. バス2台で運行すること。
- キ. 運行車両は大阪府生活環境の保全等に関する条例に適合すること。

(2)運行経路

大阪市住吉区杉本(杉本キャンパス正門)から堺市中区学園町(中百舌鳥キャンパス白鷺門)までの区間

(3)運行経路の道路条件

- ア. アスファルト舗装あり
- イ. 車高や車幅、重量などの規制特になし
- ウ. 交通規制
 - 杉本キャンパスおよび中百舌鳥キャンパス敷地内については、構内制限速度(時速15キロ)を遵守すること。

(4)運行期間

定期便2025年4月8日から2026年2月4日までの平日のうち授業又は試験期間(休講日を除く)と、祝日等授業実施日である2025年7月21日、10月13日、11月24日を合わせた164日間とする。

<授業又は試験期間>

- 2025年4月8日から8月7日まで(7月21日は祝日等授業実施日)
- 2025年9月26日から12月22日まで(10月13日、11月24日は祝日等授業実施日)
- 2026年1月5日から2月4日まで

<上記期間の平日のうち休講日>

- 2025年4月30日、5月1日、5月2日、9月24日、9月25日、12月23日、2026年1月16日

(5)運行経路・時間帯

- 2025年4月8日から2025年8月7日までの期間

i) 杉本C発 中百舌鳥C行

	発車時間
1便	12:30
2便	15:00
3便	16:45
4便	18:30

ii) 中百舌鳥C発 杉本C行

	発車時間
1便	12:30
2便	15:00
3便	16:45
4便	18:30

●2025年9月26日から2026年2月4日までの期間

i) 杉本C発 中百舌鳥C行

	発車時間
1便	15:00
2便	16:45
3便	18:30

ii) 中百舌鳥C発 杉本C行

	発車時間
1便	15:00
2便	16:45
3便	18:30

杉本C・・・杉本キャンパス 中百舌鳥C・・・中百舌鳥キャンパス

※各便2台運行で、杉本C・中百舌鳥Cを同時発車。

※シャトルバスのキャンパス間移動にかかる所要時間はおよそ30分。

6 乗車管理、人数報告書の提出等

乗車希望者に対し、学生証、教職員証、名札といった本学が指定する身分証の提示を求めるとともに、学生と教職員を区分して、日ごとの運行便(発着地別)ごとの乗車人数を記録すること。身分証を一時的に携帯していない者に対しては、本学の学生又は教職員等であるかを確認し、所属と氏名を記録すること。

満車により乗車できないが生じる場合は、満車になることがわかった段階で乗車できない者に対し満車である旨の声掛けを行うこと。団体の場合は、可能な範囲で団体名を聞き取る。満車により乗車できないが生じた場合は都度報告を行うこと。

業務を実施した日及び運行便(発着地別)ごとに教職員・学生の乗車人数を記録し、1週間分を翌週の月曜日(祝日の場合は翌営業日)にデータで本学に提出すること。

7 QRコード乗車登録

事故・急病等の緊急時に利用するため、乗客がシャトルバスに乗車時、シャトルバスに掲示されたQRコードをスマートフォンなどで読み取り、乗車登録がなされたかの声掛け及び確認をすること。

QRコードでの登録が難しい場合は、用紙での登録を行うこと。

なお、QRコード及び登録システムは本学が準備するものとする。

8 バス室内での広報物の管理

大学が掲示又は設置(座席の網ポケットなど)を依頼した広報物(ちらし、ポスター等)の、バス室内における掲示又は設置、管理、補充、回収を行うこと。

9 安全・保障の義務

運行業務の履行に当たっては、信義に従って誠実にこれを行うとともに、乗降時や走行中の乗客・乗務員等の安全確保に万全の注意を払わなければならない。また、当該運行業務により生じた乗客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための所要の任意保険又は共済に加入

すること。

10 業務の継続

運行業務に使用した車両が故意その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換するなど適切な措置を講じて、運行を継続させなければならない。また、そのような事案が発生した場合は、速やかに本学へ報告すること。

11 支払いについて

契約金額の月額は、月ごとの運行予定日数に基づき契約締結時に本学と協議の上で作成する支払額内訳表に定める金額とする。

12 その他

その他、本仕様書に定めのない事項については発注者と受注者が協議の上、決定する。

13 担当者

〒536-0025 大阪市城東区森之宮一丁目6番 85号 3 階
公立大学法人大阪 本部事務機構総務部総務課
電話 06-6967-1860